

（巻込防止装置等）

第十八条の二 貨物の運送の用に供する普通自動車及び車両総重量が八トン以上の普通自動車（乗車定員十一人以上の自動車及びその形状が乗車定員十一人以上の自動車の形状に類する自動車を除く。）の両側面には、堅ろうであり、かつ、歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれることを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し告示で定める基準に適合する巻込防止装置を備えなければならない。ただし、歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれるおそれの少ない構造を有するものとして告示で定める構造の自動車にあつては、この限りでない。

- 2 巻込防止装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。
- 3 貨物の運送の用に供する自動車（車両総重量三・五トン以下の小型自動車、軽自動車及び牽引自動車^{けん}を除く。）及びポール・トレーラの後面には、他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し告示で定める基準に適合する突入防止装置を備えなければならない。ただし、突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものとして告示で定める構造の自動車にあつては、この限りでない。
- 4 突入防止装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等^{けん}に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。
- 5 貨物の運送の用に供する自動車（三輪自動車、被牽引自動車及び前部潜り込み防止装置を備えることができないものとして告示で定める自動車を除く。）であつて車両総重量三・五トンを超えるものの前面には、他の自動車が衝突した場合に衝突した自動車の車体前部が潜り込むことを有効に防止することができるものとして、強度、形状等に関し告示で定める基準に適合する前部潜り込み防止装置を備えなければならない。ただし、前部潜り込み防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車が衝突した場合に衝突した自動車の車体前部が潜り込むことを防止することができる構造を有するものとして告示で定める自動車にあつては、この限りでない。
- 6 前部潜り込み防止装置は、その性能を損なわないように、かつ、取付位置、取付方法等に関し告示で定める基準に適合するように取り付けられなければならない。

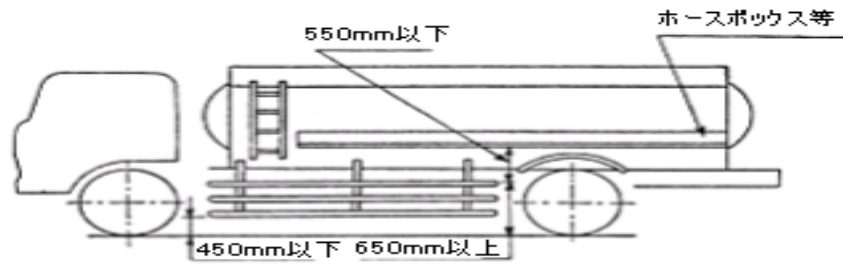
（巻込防止装置）

第23条 巻込防止装置の強度、形状等に関し、保安基準第18条の2第1項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

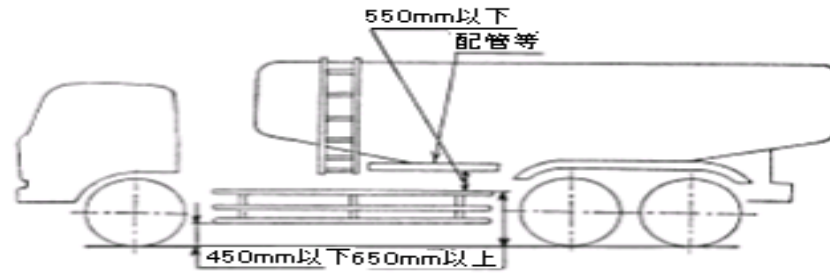
- 一 堅ろうであること。この場合において、腐食等により取り付けが確実でないものは、この基準に適合しないものとする。
 - 二 板状その他歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれることを有効に防止することができる形状であること。この場合において、「板状その他歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれることを有効に防止することができる形状」とは、巻込防止装置の平面部の形状が、一体板物、すのこ状、網状、棒状（3本以上）又はこれに準ずる形状をいう。
- 2 貨物の運送の用に供する普通自動車（車両総重量8 t以上又は最大積載量5 t以上のものを除く。）についての前項第2号の規定の適用については、道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令（昭和54年運輸省令第8号）附則第4項の規定により、「板状その他歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれることを有効に防止することができる形状」とあるのは「歩行者が当該自動車の後車輪へ巻き込まれるおそれの少ない構造」とする。この場合において、鋼管一本等の形状を有する巻込防止装置は、この基準に適合するものとする。
- 3 保安基準第18条の2第1項本文ただし書きの「歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれるおそれの少ない構造を有するものとして告示で定める構造の自動車」とは自動車本来の構造物その他により、巻込防止装置と同程度以上に歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれることを有効に防止することができる構造の自動車とする。
- 4 巻込防止装置の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第18条の2第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。
- 一 巻込防止装置は、空車状態において、その下縁の高さが地上450mm以下、その上縁の高さが地上650mm以上となるように取り付けられていること。
 - 二 巻込防止装置は、空車状態において、その上縁と荷台等との間隔が歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれることを有効に防止することができるものとなるように取り付けられていること。この場合において、巻込防止装置の平面部の上縁と荷台等との間隔が550mm以下となるように取り付けられている巻込防止装置は、この基準に適合するものとする。

（
例）

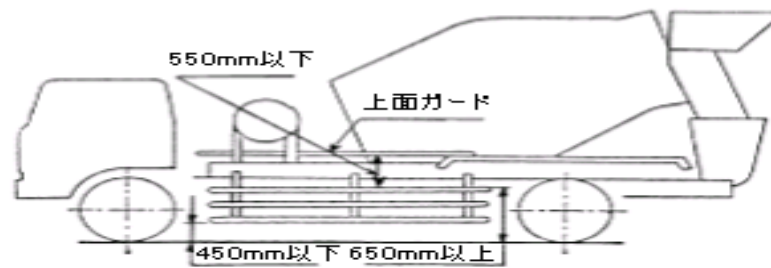
① 流しコンクリートの場合



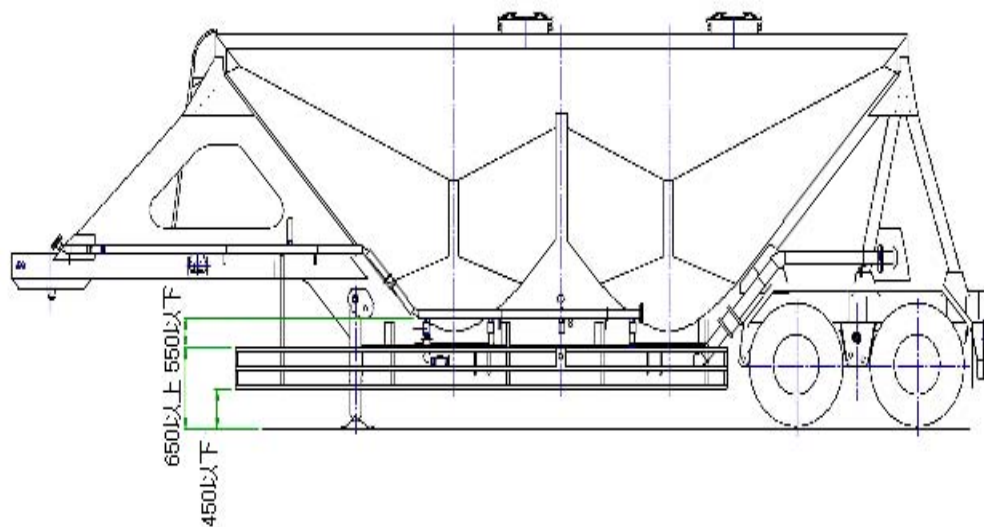
② バラセメント車の場合



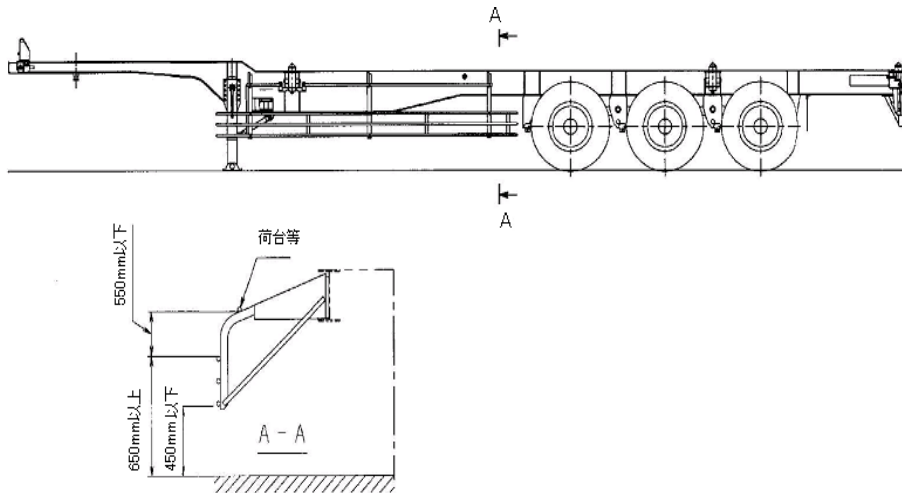
③ コンクリート・ミキサー車の場合



(4) バラセメントセミトレーラの場合

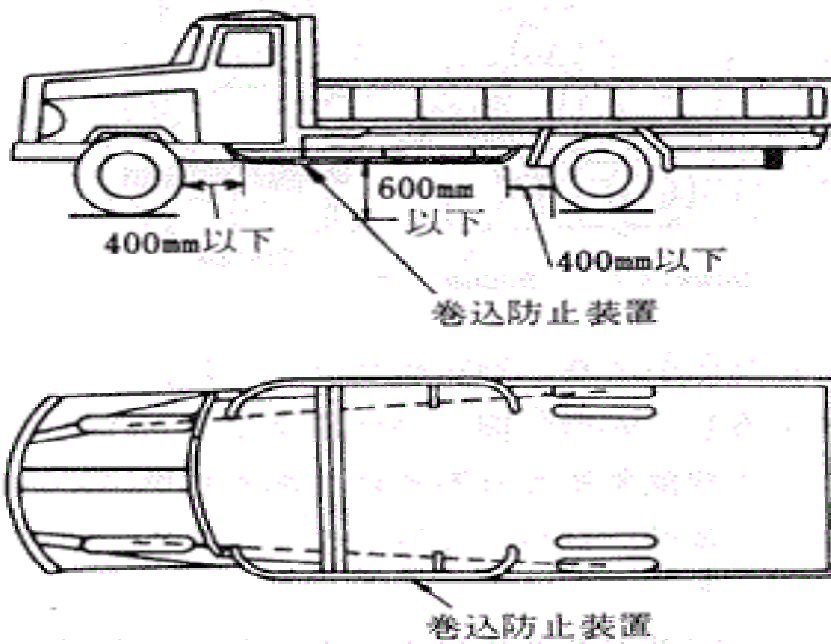


(5) コンテナセミトレーラの場合

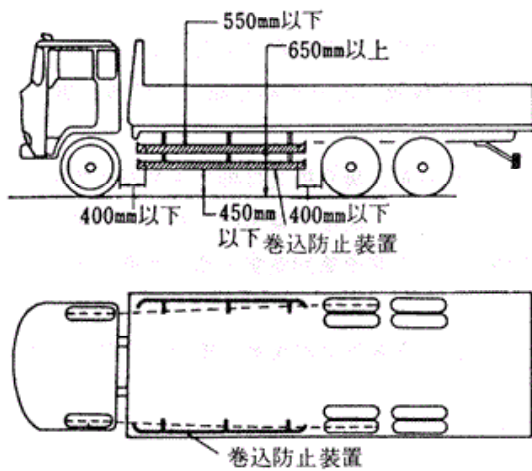


三 巻込防止装置は、その平面部（湾曲部を除く。以下同じ。）前端を含み車両中心面に対して直角をなす鉛直面と前輪タイヤのうち最後部にあるものの後端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離及び平面部後端を含み車両中心面に対して直角をなす鉛直面と後輪タイヤのうち最前部にあるものの前端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離が 400mm 以下となるように取り付けられていること。ただし、セミトレーラに備える巻込防止装置にあっては、その平面部前端が補助脚より前方となるように取り付けられていなければならない。

(例1) (普通型貨物自動車の場合の取付例)

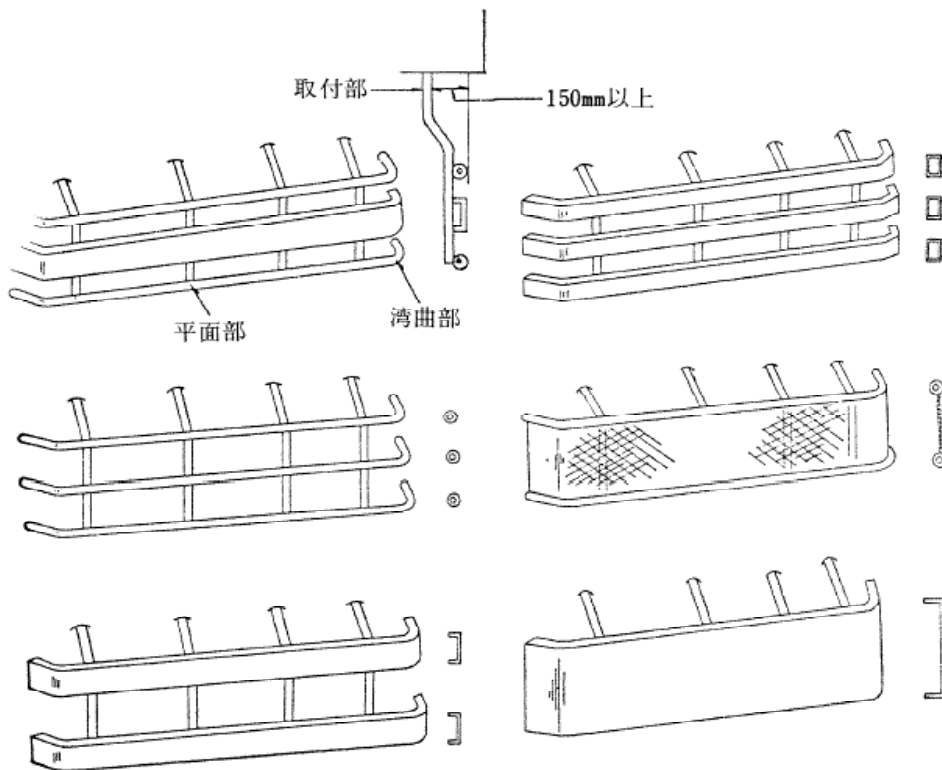


(例2) (車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上の大型貨物自動車の場合の取付例)



四 巻込防止装置は、その平面部が、最外側にある前車輪及び後車輪の接地部の中心点を結ぶ直線より外側になり、かつ、その取付部が平面部より150mm以上内側になるように取り付けられていること。

(例)



五 巻込防止装置は、振動、衝撃等によりゆるみ等を生じないように確実に取り付けられていること。

5 貨物の運送の用に供する普通自動車（車両総重量8t以上又は最大積載量5t以上のものを除く。）についての前項第1号及び第2号の規定の適用については、道路運送車

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示【2006.03.27】〈第一節〉第23条（巻込防止装置等（巻込））

両の保安基準の一部を改正する省令（昭和54年運輸省令第8号）附則第4項の規定により、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、空車状態において、運転者席乗降口付近を除き、巻込防止装置の下縁の高さが地上600mm以下となるように取り付けられていることとする。

（突入防止装置）

第24条 突入防止装置の強度、形状等に関し、保安基準第18条の2第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 貨物の運送の用に供する普通自動車（車両総重量が3.5 t以下のものに限る。）に備える突入防止装置は、堅ろうであり、かつ、板状その他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止できる形状であって、その長さは、これを備える自動車の幅の60%以上であること。
 - 二 前号に規定する自動車以外の自動車に備える突入防止装置は、協定規則第58号第2改訂版7.の技術的な要件に定める基準とする。ただし、突入を防止する構造装置が協定規則第58号第2改訂版25.の技術的な要件に定める基準（法第75条の2第1項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあつては、協定規則第58号第2改訂版25.6.の規定中「2 m」とあるのは「1.5 m」と読み替えるものとする。）に適合する場合にあつては、この限りでない。
- 2 保安基準第18条の2第3項本文ただし書の「突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものとして告示に定める自動車」については、次に掲げる要件に適合する構造を有する自動車とする。
- 一 車両総重量が7 t以上の自動車にあつては、車体後面の構造部（車枠又は車体で構成されるものであって、他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを突入防止装置と同程度以上に防止することができる構造部をいう。以下同じ。）が、その構造部の平面部の車両中心面に平行な鉛直面による断面の高さが100mm以上あつて、その平面部の最外縁が後軸の車輪の最外側の内側100mmまでの間にあること。
 - 二 車両総重量が7 t未満の自動車にあつては、車体後面の構造部が当該自動車の幅の60%以上（最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が1,500mm以下のものは、当該自動車の車枠後端の幅以上。）であること。
 - 三 車体後面の構造部の下縁の高さが、空車状態において地上550mm以下（車両総重量が3.5 tを超え7 t未満の自動車（最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が1,500mm以下のものに限る。）にあつては、600mm以下。3.5 t以下の自動車にあつては700mm以下。）であること。
 - 四 車体後面の構造部の平面部と空車状態において地上1,500mm以下にある当該自動車の他の部分の後端との水平距離が450mm以下（車両総重量が3.5 t以下の自動車にあつては、600mm以下。）であること。
- 3 突入防止装置の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第18条の2第4項の告示で定める基準は次の各号に掲げる基準とする。
- 一 貨物の運送の用に供する普通自動車（車両総重量が3.5 t以下のものに限る。）に備える突入防止装置は、次に掲げる基準に適合すること。
 - イ 突入防止装置は、空車状態においてその下縁の高さが地上700mm以下となるように取り付けられていること。
 - ロ 突入防止装置は、その平面部が車両中心面に直交する鉛直面上で車両中心面に対

して対称の位置に取り付けられていること。

- ハ 突入防止装置は、その平面部と空車状態において地上 1,500mm 以下にある当該自動車の他の部分の後端との水平距離が 600mm 以下となるように取り付けられていること。
 - ニ 突入防止装置は、振動、衝撃等によりゆるみ等を生じないように確実に取り付けられていること。
- 二 前号に規定する自動車以外の自動車で備える突入防止装置は、協定規則第 58 号第 2 改訂版 16.又は 25.の技術的な要件に定める基準とする。ただし、法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては、協定規則第 58 号第 2 改訂版 16.3.又は 25.6.の規定中「2 m」とあるのは「1.5 m」と読み替えるものとする。

（前部潜り込み防止装置）

第24条の2 前部潜り込み防止装置の強度、形状等に関し保安基準第18条の2第5項の告示で定める基準は、別添107「前部潜り込み防止装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、衝突した自動車の車体前部が潜り込むことを防止する構造又は装置が別添108「前部潜り込み防止装置取付装置等の技術基準」に定める基準に適合する場合には、この限りでない。

2 保安基準第18条の2第5項の前部潜り込み防止装置を備えることができないものとして告示で定める自動車は、すべての車輪に動力を伝達することができる動力伝達装置を備えた自動車（以下「全輪駆動車」という。）、前部潜り込み防止装置を備えることにより本来の性能を損なうこととなる特殊な装備を有する自動車及び特殊な装備を装着するために前部潜り込み防止装置を装着することが困難な自動車をいう。

3 保安基準第18条の2第5項ただし書の告示で定める自動車は、次のいずれかに掲げる要件に適合する構造を有するものとする。

一 車両総重量が7.5 tを超える貨物の運送の用に供する自動車にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。

イ 車体前面の構造部（車枠又は車体で構成されるものであつて、他の自動車が衝突した場合において、当該衝突した自動車の車体前部が潜り込むことを前部潜り込み防止装置と同程度以上に防止することができるものをいう。以下この項、第102条の2第4項及び第180条の2第4項において同じ。）の平面部（自動車の左右それぞれの最前軸のタイヤ（接地しているタイヤの膨らみを除く。以下この項、第102条の2第4項及び第5項並びに第180条の2第4項及び第5項において同じ。）の最外側から車両中心線に直交する鉛直面において車両の内側に200mmの位置を両端とする部分をいう。以下この項、第102条の2第4項及び第5項並びに第180条の2第4項及び第5項において同じ。）の高さは、車両中心線に平行な鉛直面において100mm以上（車両総重量が12 tを超える自動車にあつては120mm以上）であつて、当該構造部の最外縁は最前軸のタイヤの最外側から車両中心線に直交する鉛直面において車両の内側に100mm以内又は運転台への乗降口のステップの最外側から車両中心線に直交する鉛直面において車両の内側に200mm以内にあること。

ロ 車体前面の構造部の平面部の下縁の高さは、空車状態において地上400mm以下（コンクリート・ミキサー車及び土砂その他のばら積みの貨物を積載することができる煽を備える荷台を有し、かつ、それが傾斜することによって土砂その他のばら積みの貨物を重力により落下させることができる自動車（以下「ダンプ車」という。）にあつては、地上450mm以下）にあること。

ハ 車体前面の構造部の平面部と空車状態における地上1.8 m以下にある当該自動車の前端（衝突による車両への衝撃を緩和するためのゴム、窓ふき器及び洗浄液噴射装置、灯火器、後写鏡、乗降口のステップ、連結装置並びにスノープラウ取付ブラケットを除く部分をいう。以下第102条の2第4項及び第5項並びに第180条の2第4項及び第5項において同じ。）をそれぞれ車両中心線に平行な鉛直面に投影したときの水平方向の距離は、400mm以下であること。

- 二 車両総重量が3.5 tを超え7.5 t以下の貨物の運送の用に供する自動車にあつては、車体前面の構造部の平面部の下縁の高さが、空車状態において地上400mm以下であること。
- 4 前部潜り込み防止装置の取付位置、取付方法等に関し保安基準第18条の2第6項の告示で定める基準は、別添108「前部潜り込み防止装置取付装置等の技術基準」に定める基準とする。

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示【2011.04.01】〈第一節〉第24条の2（巻込防止装置等（潜込））

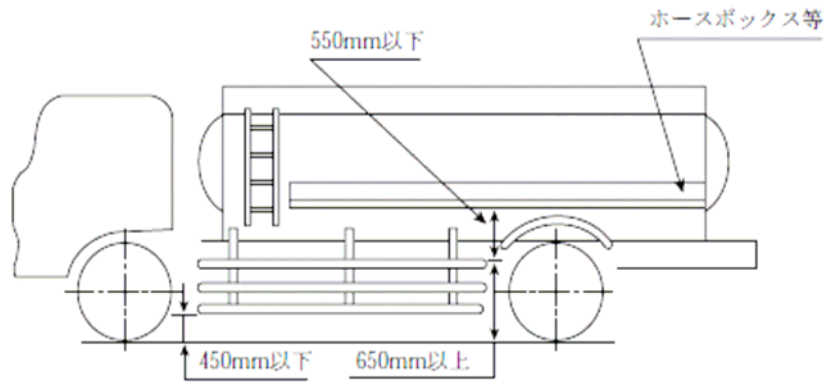
（巻込防止装置）

第 101 条 巻込防止装置の強度、形状等に関し、保安基準第 18 条の 2 第 1 項の告示で定める基準は、次の各号の掲げる基準とする。

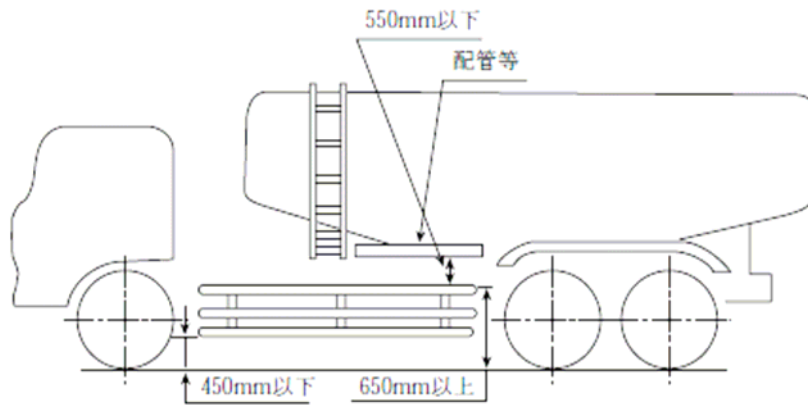
- 一 堅ろうであること。この場合において、腐食等により取付けが確実にないものは、この基準に適合しないものとする。
 - 二 板状その他歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれることを有効に防止することができる形状であること。この場合において、その平面部の形状が、一体板物、すのこ状、網状、棒状（3 本以上）又はこれに準ずる形状を有する巻込防止装置は、この基準に適合するものとする。
- 2 貨物の運送の用に供する普通自動車（車両総重量 8 t 以上又は最大積載量 5 t 以上のものを除く。）についての前項第 2 号の規定の適用については、道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令（昭和 54 年運輸省令第 8 号）附則第 4 項の規定により、「板状その他歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれることを有効に防止することができる形状」とあるのは「歩行者が当該自動車の後車輪へ巻き込まれるおそれの少ない構造」とする。この場合において、鋼管一本等の形状を有する巻込防止装置は、この基準に適合するものとする。
- 3 保安基準第 18 条の 2 第 1 項本文ただし書きの「歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれるおそれの少ない構造を有するものとして告示で定める構造の自動車」とは自動車本来の構造物その他により、巻込防止装置と同程度以上に歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれることを有効に防止することができる構造の自動車とする。
- 4 巻込防止装置の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第 18 条の 2 第 2 項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。
- 一 巻込防止装置は、空車状態において、その下縁の高さが地上 450mm 以下、その上縁の高さが地上 650mm 以上となるように取り付けられていること。
 - 二 巻込防止装置は、空車状態において、その上縁と荷台等との間隔が歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれることを有効に防止することができるものとなるように取り付けられていること。この場合において、巻込防止装置の平面部の上縁と荷台等との間隔が 550mm 以下となるように取り付けられている巻込防止装置は、この基準に適合するものとする。

(例)

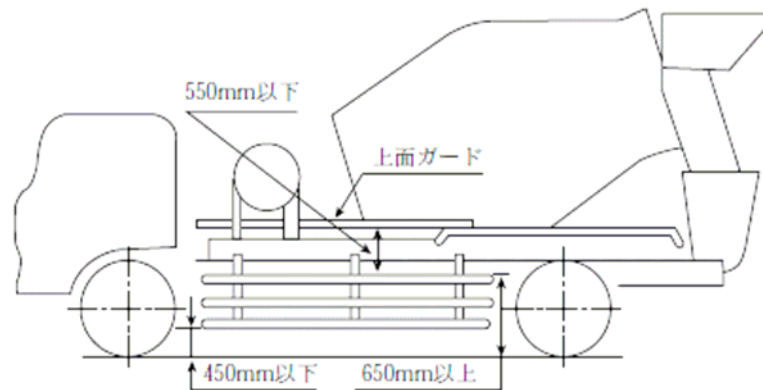
(1) タンクローリの場合



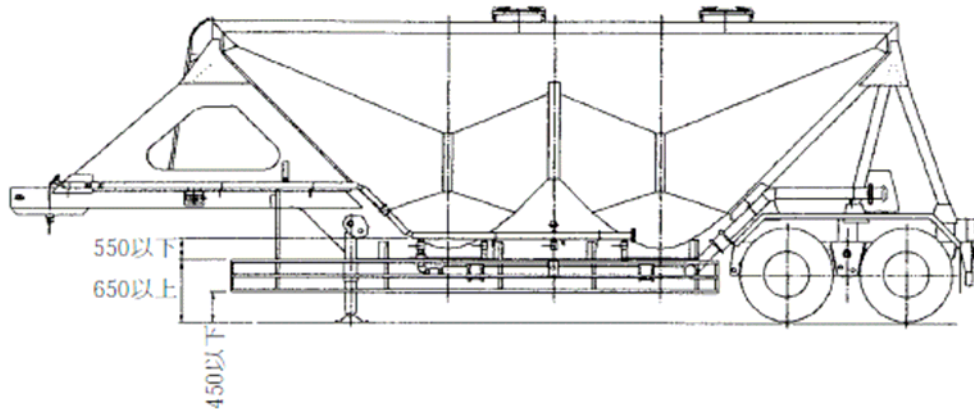
(2) バラセメント車の場合



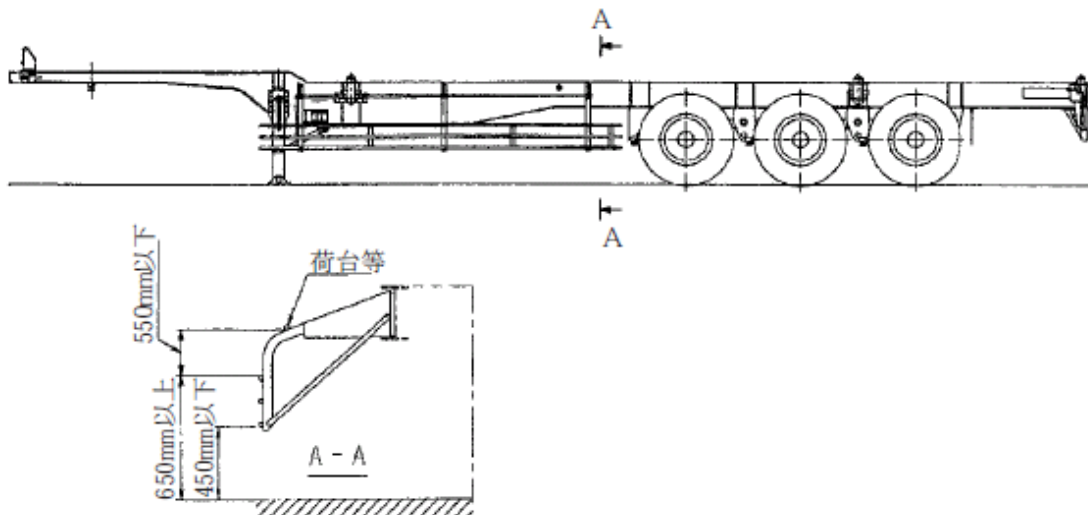
(3) コンクリート・ミキサー車の場合



(4) バラセメントセミトレーラの場合

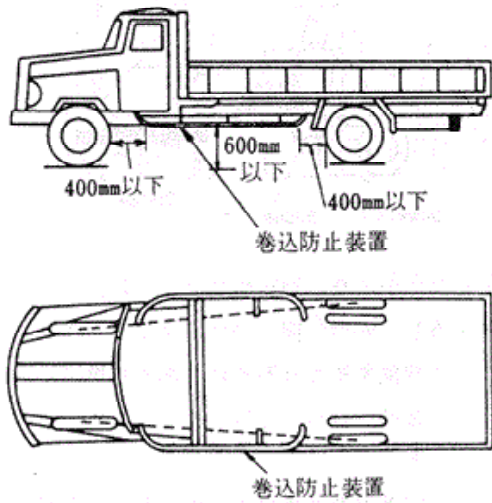


(5) コンテナセミトレーラの場合

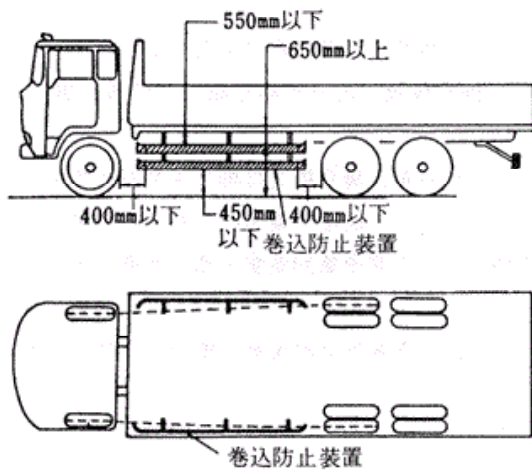


三 巻込防止装置は、その平面部（湾曲部を除く。以下同じ。）前端を含み車両中心面に対して直角をなす鉛直面と前輪タイヤのうち最後部にあるものの後端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離及び平面部後端を含み車両中心面に対して直角をなす鉛直面と後輪タイヤのうち最前部にあるものの前端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離が 400mm 以下となるように取り付けられていること。ただし、セミトレーラに備える巻込防止装置にあっては、その平面部前端が補助脚より前方となるように取り付けられていなければならない。

（例 1）（普通型貨物自動車の場合の取付例）

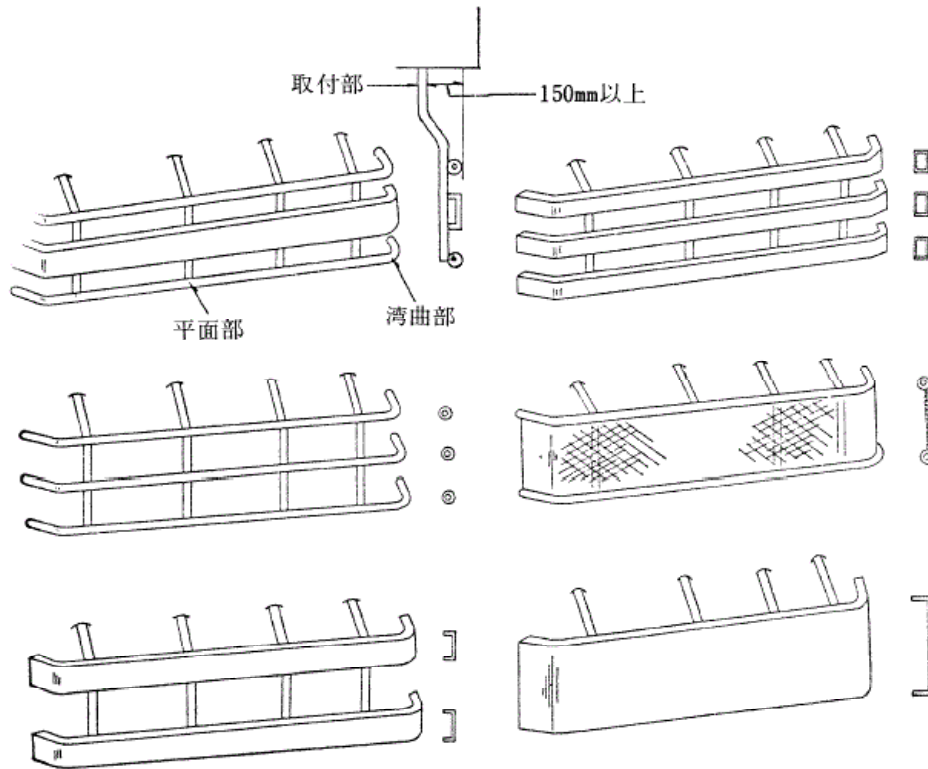


（例 2）（車両総重量 8 トン以上又は最大積載量 5 トン以上の大型貨物自動車の場合の取付例）



四 巻込防止装置は、その平面部が、最外側にある前車輪及び後車輪の接地部の中心点を結ぶ直線より外側になり、かつ、その取付部が平面部より 150mm 以上内側になるように取り付けられていること。

（例）



五 巻込防止装置は、振動、衝撃等によりゆるみ等を生じないように確実に取り付けられていること。

- 5 貨物の運送の用に供する普通自動車（車両総重量 8 t 以上又は最大積載量 5 t 以上のものを除く。）についての前項第 1 号及び第 2 号の規定の適用については、道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令（昭和 54 年運輸省令第 8 号）附則第 4 項の規定により、前項第 1 号及び第 2 号の規定にかかわらず、空車状態において、運転者席乗降口付近を除き、巻込防止装置の下縁の高さが地上 600mm 以下となるように取り付けられていることとする。

（突入防止装置）

第102条 突入防止装置の強度、形状等に関し、保安基準第18条の2第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が3.5 tを超えるものに備える突入防止装置は、協定規則第58号第2改訂版7.の技術的な要件に定める基準に適合するものであること。ただし、突入を防止する構造装置が協定規則第58号第2改訂版25.の技術的な要件に定める基準（協定規則第58号第2改訂版25.6.の規定中「2 m」とあるのは「1.5 m」と読み替えるものとする。）に適合する場合にあつては、この限りでない。本号において、次に掲げる突入防止装置であつて、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、本号の基準に適合するものとする。

イ 指定自動車等に備えられている突入防止装置又はこれに準ずる性能を有する突入防止装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置又はそれより後方に備えられた突入防止装置

ロ 法第75条の2第1項の規定に基づく装置の指定を受けた突入防止装置

ハ 国土交通大臣が認める識別記号が付されている突入防止装置

二 貨物の運送の用に供する普通自動車（前号の自動車を除く。）に備える突入防止装置は、板状その他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止できる形状であつて、その長さは、これを備える自動車の幅の60%以上であること。

三 第1号に規定する突入防止装置は、突入防止装置の平面部の車両中心面に平行な鉛直面による断面の高さが100mm以上であること。

四 突入防止装置は、堅ろうで運行に十分耐えるものであり、次に掲げるものでないこと。

イ 腐食等により取付けが確実でないもの

ロ イに掲げるもののほか、堅ろうでないもの

五 突入防止装置は、外側端部が後方に曲がっている、又は鋭利な突起を有する等歩行者等に接触した場合において、歩行者等に傷害を与えるおそれのあるものでないこと。

2 保安基準第18条の2第3項本文ただし書の「突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものとして告示に定める自動車」については、次に掲げる要件に適合する構造を有する自動車とする。

一 車両総重量が7 t以上の自動車にあつては、車体後面の構造部（車枠又は車体で構成されるものであつて、他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを突入防止装置と同程度以上に防止することができる構造部をいう。以下同じ。）が、その構造部の平面部の車両中心面に平行な鉛直面による断面の高さが100mm以上あつて、その平面部の最外縁が後軸の車輪の最外側の内側100mmまでの間にあること。

二 車両総重量が7 t未満の自動車にあつては、車体後面の構造部が当該自動車の幅の60%以上（最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が1,500mm以下のものは、当該自動車の車枠後端の幅以上。）であること。

三 車体後面の構造部の下縁の高さが、空車状態において地上 550mm 以下（車両総重量が 3.5 t を超え 7 t 未満の自動車（最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が 1,500mm 以下のものに限る。）にあつては、600mm 以下。3.5 t 以下の自動車にあつては 700mm 以下。）であること。

四 車体後面の構造部の平面部と空車状態において地上 1,500mm 以下にある当該自動車の他の部分の後端との水平距離が 450mm 以下（車両総重量が 3.5 t 以下の自動車にあつては、600mm 以下。）であること。

3 突入防止装置の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第 18 条の 2 第 4 項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が 3.5 t を超えるものに備える突入防止装置は、次に掲げる基準に適合すること。

イ 突入防止装置は、空車状態においてその下縁の高さが地上 550mm 以下となるように取り付けられていること。

ロ 突入防止装置は、その平面部が車両中心面に直交する鉛直面上で車両中心面に対して対称の位置に取り付けられていること。

ハ 突入防止装置は、その平面部の最外縁が後軸の車輪の最外側の内側 100mm までの間にあるよう取り付けられていること。

ニ 突入防止装置は、その平面部と空車状態において地上 1,500mm 以下にある当該自動車の他の部分の後端との水平距離が 400mm 以内であつて取り付けることができる自動車の後端に近い位置となるよう取り付けられていること。

ホ 突入防止装置は、振動、衝撃等によりゆるみ等を生じないように確実に取り付けられていること。

ヘ 車両後部に貨物を積卸しする昇降装置が取り付けられた自動車であつて、次に掲げる基準を満たす場合は、昇降装置の支柱により突入防止装置を分割することができる。

(1) 昇降装置の支柱が分割された突入防止装置を通過するために必要な当該支柱と突入防止装置との隙間は、25mm 未満であること。

(2) 昇降装置の支柱の外側にある分割された突入防止装置の車両中心面に平行な鉛直面による断面の有効面積は、350cm²以上でなければならない。ただし、車幅が 2,000mm 未満の自動車にあつては、この限りでない。

二 貨物の運送の用に供する普通自動車（前号の自動車を除く。）に備える突入防止装置は、次に掲げる基準に適合すること。

イ 突入防止装置は、空車状態においてその下縁の高さが地上 700mm 以下となるように取り付けられていること。

ロ 突入防止装置は、その平面部が車両中心面に直交する鉛直面上で車両中心面に対して対称の位置に取り付けられていること。

ハ 突入防止装置は、その平面部と空車状態において地上 1,500mm 以下にある当該自動車の他の部分の後端との水平距離が 600mm 以下となるよう取り付けられていること。

ニ 突入防止装置は、振動、衝撃等によりゆるみ等を生じないように確実に取り付け

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示【2008.07.07】〈第二節〉第102条（突入防止装置）

られていること。

（前部潜り込み防止装置）

第 102 条の 2 前部潜り込み防止装置の強度、形状等に関し保安基準第 18 条の 2 第 5 項の告示で定める基準は、その性能を損なうおそれのある損傷のないものであり、かつ、取付けが確実になされたものであるほか、次のいずれかに掲げる基準を満たすものとする。

- 一 車両総重量が 7.5 t を超える貨物の運送の用に供する自動車に備える前部潜り込み防止装置にあつては、別添 107「前部潜り込み防止装置の技術基準」に定める基準とする。ただし、衝突した自動車の車体前部が潜り込むことを防止する構造又は装置が別添 108「前部潜り込み防止装置取付装置等の技術基準」に定める基準に適合する場合にあつては、この限りでない。
 - 二 車両総重量が 3.5 t を超え 7.5 t 以下の貨物の運送の用に供する自動車に備える前部潜り込み防止装置にあつては、堅ろうであり、かつ、板状その他の自動車が衝突した場合に当該衝突した自動車の車体前部が潜り込むことを有効に防止することができる形状のものとする。
- 2 次に掲げる前部潜り込み防止装置は、前項各号の基準に適合するものとする。
- イ 指定自動車等に備える前部潜り込み防止装置と同一の構造を有し、かつ、それと同一の位置又はそれより前方に備えられた前部潜り込み防止装置
 - ロ 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた前部潜り込み防止装置
 - ハ 別添 107「前部潜り込み防止装置の技術基準」に準ずる性能を有する前部潜り込み防止装置
- 3 保安基準第 18 条の 2 第 5 項の前部潜り込み防止装置を備えることができないものとして告示で定める自動車は、全輪駆動車、前部潜り込み防止装置を備えることにより本来の性能を損なうこととなる特殊な装備を有する自動車及び特殊な装備を装着するために前部潜り込み防止装置を装着することが困難な自動車をいう。
- 4 保安基準第 18 条の 2 第 5 項ただし書の告示で定める自動車は、次のいずれかに掲げる要件に適合する構造を有するものとする。
- 一 車両総重量が 7.5 t を超える貨物の運送の用に供する自動車にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。
 - イ 車体前面の構造部の平面部の高さは、車両中心線に平行な鉛直面において 100mm 以上（車両総重量が 12 t を超える自動車にあつては 120mm 以上）であつて、当該構造部の最外縁は最前軸のタイヤの最外側から車両中心線に直交する鉛直面において車両の内側に 100mm 以内又は運転台への乗降口のステップの最外側から車両中心線に直交する鉛直面において車両の内側に 200mm 以内にあること。
 - ロ 車体前面の構造部の平面部の下縁の高さは、空車状態において地上 400mm 以下（コンクリート・ミキサー車及びダンプ車にあつては、地上 450mm 以下）にあること。
 - ハ 車体前面の構造部の平面部と空車状態における地上 1.8 m 以下にある当該自動車の前端をそれぞれ車両中心線に平行な鉛直面に投影したときの水平方向の距離は、400mm 以下であること。
 - 二 車両総重量が 3.5 t を超え 7.5 t 以下の貨物の運送の用に供する自動車にあつては、

車体前面の構造部の平面部の下縁の高さが、空車状態において地上 400mm 以下であること。

- 5 前部潜り込み防止装置の取付位置、取付方法等に関し保安基準第 18 条の 2 第 6 項の告示で定める基準は、次のいずれかに掲げる基準とする。
 - 一 車両総重量が 7.5 t を超える貨物の運送の用に供する自動車に備える前部潜り込み防止装置にあっては、次に掲げる基準に適合すること。
 - イ 平面部の下縁の高さは、空車状態において地上 400mm 以下（コンクリート・ミキサー車及びダンプ車にあっては、地上 450mm 以下）であること。
 - ロ 最外縁は、最前軸の車輪を覆う泥よけの最外側（泥よけを有しない自動車にあっては、最前軸の車輪の近傍にある自動車の最外側）より車両中心線に直交する鉛直面において車両の内側にあり、かつ、最前軸のタイヤの最外側から車両中心線に直交する鉛直面において車両の内側に 100mm 以内又は運転台への乗降口のステップの最外側から車両中心線に直交する鉛直面において車両の内側に 200mm 以内であること。
 - ハ 平面部と空車状態における地上 1.8 m 以下にある当該自動車の前端をそれぞれ車両中心線に平行な鉛直面に投影したときの水平方向の距離は 400mm 以内であり、かつ、平面部が自動車の前端に近い位置にあること。
 - 二 衝撃等によりゆるみ等を生じないように確実に取り付けること。
 - 二 車両総重量が 3.5 t を超え 7.5 t 以下の貨物の運送の用に供する自動車に備える前部潜り込み防止装置にあっては、次に掲げる基準に適合すること。
 - イ 平面部は、空車状態においてその下縁の高さが地上 400mm 以下であること。
 - ロ 衝撃等によりゆるみ等を生じないように確実に取り付けること。
- 6 前項第 1 号の基準を満たす前部潜り込み防止装置は、当該自動車に取り付けた状態のまま、その位置を変えることができる。この場合において、当該前部潜り込み防止装置は取り付けられた位置から意図せず移動しないように確実に取り付けられる構造を有し、かつ、その位置を移動させるための操作は容易に行うことができるものでなければならない。

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示【2007.01.30】〈第二節〉第102条の2（巻込防止装置等（潜込））

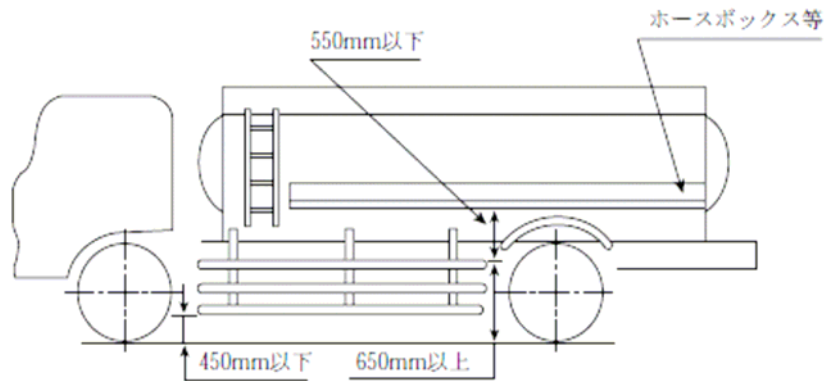
（巻込防止装置）

第 179 条 巻込防止装置の強度、形状等に関し、保安基準第 18 条の 2 第 1 項の告示で定める基準は、次の各号の掲げる基準とする。

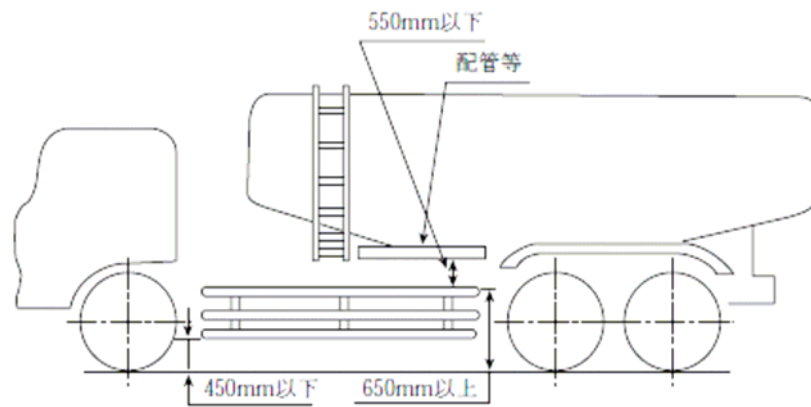
- 一 堅ろうであること。この場合において、腐食等により取付けが確実にないものは、この基準に適合しないものとする。
 - 二 板状その他歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれることを有効に防止することができる形状であること。この場合において、「板状その他歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれることを有効に防止することができる形状」とは、巻込防止装置の平面部の形状が、一体板物、すのこ状、網状、棒状（3 本以上）又はこれに準ずる形状をいう。
- 2 貨物の運送の用に供する普通自動車（車両総重量 8 t 以上又は最大積載量 5 t 以上のものを除く。）についての前項第 2 号の規定の適用については、道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令（昭和 54 年運輸省令第 8 号）附則第 4 項の規定により、「板状その他歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれることを有効に防止することができる形状」とあるのは「歩行者が当該自動車の後車輪へ巻き込まれるおそれの少ない構造」とする。この場合において、鋼管一本等の形状を有する巻込防止装置は、この基準に適合するものとする。
- 3 保安基準第 18 条の 2 第 1 項本文ただし書きの「歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれるおそれの少ない構造を有するものとして告示で定める構造の自動車」とは自動車本来の構造物その他により、巻込防止装置と同程度以上に歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれることを有効に防止することができる構造の自動車とする。
- 4 巻込防止装置の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第 18 条の 2 第 2 項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。
- 一 巻込防止装置は、空車状態において、その下縁の高さが地上 450mm 以下、その上縁の高さが地上 650mm 以上となるように取り付けられていること。
 - 二 巻込防止装置は、空車状態において、その上縁と荷台等との間隔が歩行者、自転車の乗車人員等が当該自動車の後車輪へ巻き込まれることを有効に防止することができるものとなるように取り付けられていること。この場合において、巻込防止装置の平面部の上縁と荷台等との間隔が 550mm 以下となるように取り付けられている巻込防止装置は、この基準に適合するものとする。

(例)

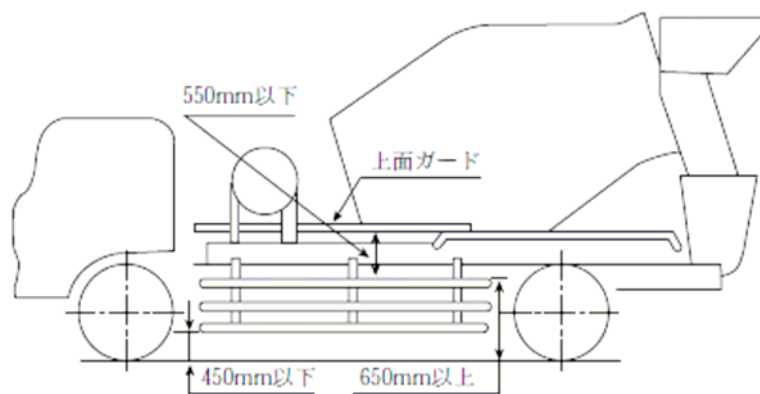
(1) タンクローリの場合



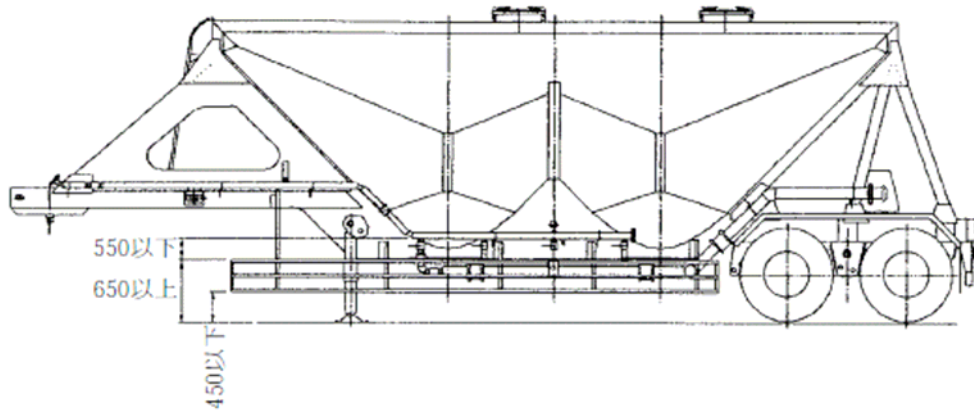
(2) バラセメント車の場合



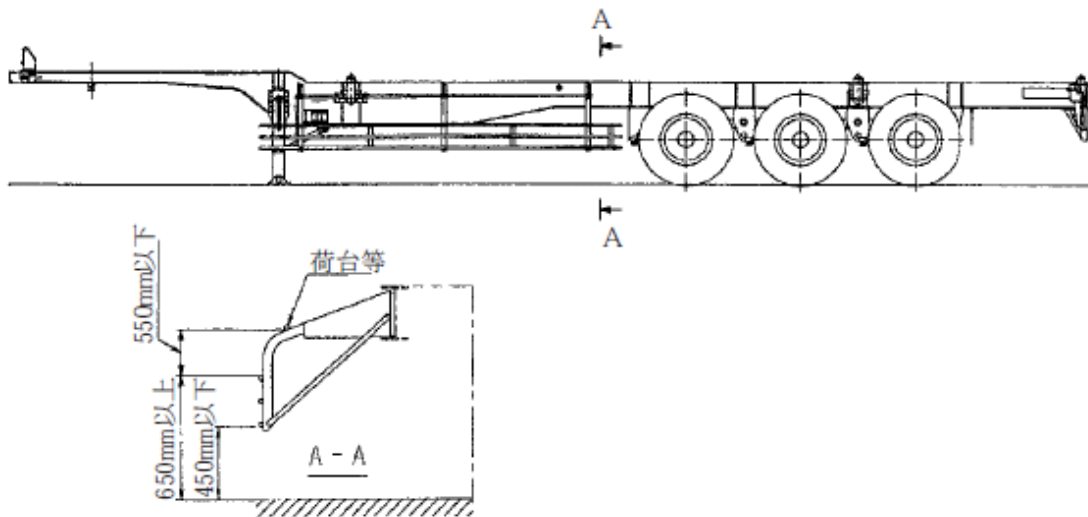
(3) コンクリート・ミキサー車の場合



(4) バラセメントセミトレーラの場合

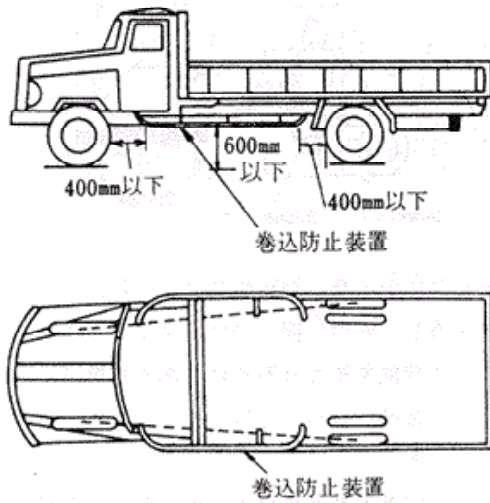


(5) コンテナセミトレーラの場合

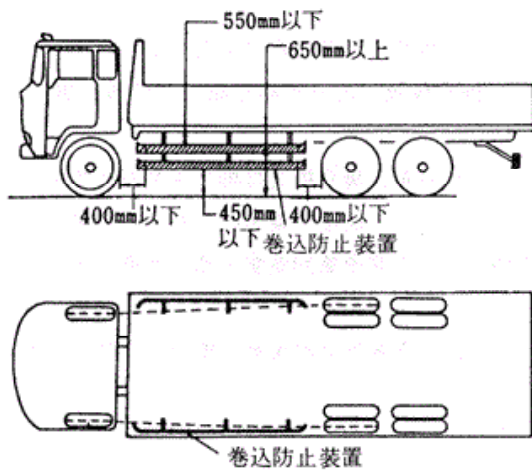


三 巻込防止装置は、その平面部（湾曲部を除く。以下同じ。）前端を含み車両中心面に対して直角をなす鉛直面と前輪タイヤのうち最後部にあるものの後端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離及び平面部後端を含み車両中心面に対して直角をなす鉛直面と後輪タイヤのうち最前部にあるものの前端を含む車両中心面に対して直角をなす鉛直面との距離が 400mm 以下となるように取り付けられていること。ただし、セミトレーラに備える巻込防止装置にあっては、その平面部前端が補助脚より前方となるように取り付けられていなければならない。

（例 1）（普通型貨物自動車の場合の取付例）

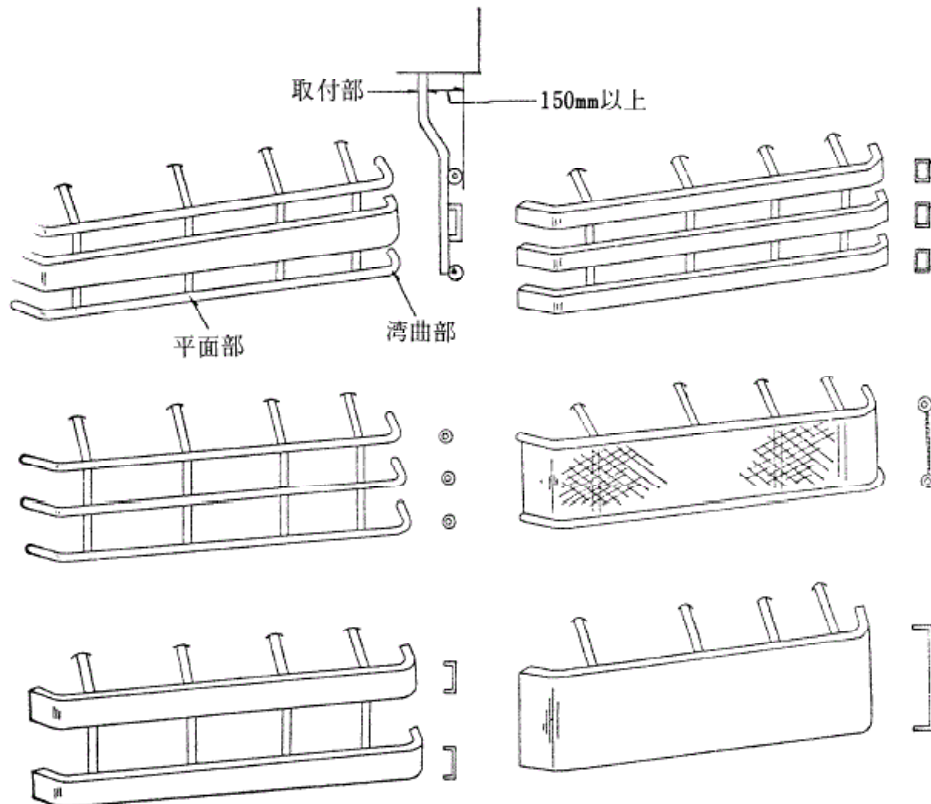


（例 2）（車両総重量 8 トン以上又は最大積載量 5 トン以上の大型貨物自動車の場合の取付例）



四 巻込防止装置は、その平面部が、最外側にある前車輪及び後車輪の接地部の中心点を結ぶ直線より外側になり、かつ、その取付部が平面部より 150mm 以上内側になるように取り付けられていること。

（例）



五 巻込防止装置は、振動、衝撃等によりゆるみ等を生じないように確実に取り付けられていること。

- 5 貨物の運送の用に供する普通自動車（車両総重量8 t以上又は最大積載量5 t以上のものを除く。）についての前項第1号及び第2号の規定の適用については、道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令（昭和54年運輸省令第8号）附則第4項の規定により、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、空車状態において、運転者席乗降口付近を除き、巻込防止装置の下縁の高さが地上600mm以下となるように取り付けられていることとする。

（突入防止装置）

第 180 条 突入防止装置の強度、形状等に関し、保安基準第 18 条の 2 第 3 項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が 3.5 t を超えるものに備える突入防止装置は、他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が著しく突入することを防止することができる構造であること。この場合において、次に掲げる突入防止装置であつて、その機能を損なうおそれのある損傷のないものは、この基準に適合するものとする。

イ 指定自動車等に備えられている突入防止装置又はこれに準ずる性能を有する突入防止装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置又はそれより後方に備えられた突入防止装置

ロ 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた突入防止装置

ハ 国土交通大臣が認める識別記号が付されている突入防止装置

二 貨物の運送の用に供する普通自動車（前号の自動車を除く。）に備える突入防止装置は、板状その他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを有効に防止できる形状であつて、その長さは、これを備える自動車の幅の 60 % 以上であること。

三 第 1 号に規定する突入防止装置は、突入防止装置の平面部の車両中心面に平行な鉛直面による断面の高さが 100mm 以上であること。

四 突入防止装置は、堅ろうで運行に十分耐えるものであり、次に掲げるものでないこと。

イ 腐食等により取付けが確実でないもの

ロ イに掲げるもののほか、堅ろうでないもの

五 突入防止装置は、外側端部が後方に曲がっている、又は鋭利な突起を有する等歩行者等に接触した場合において、歩行者等に傷害を与えるおそれのあるものでないこと。

2 保安基準第 18 条の 2 第 3 項本文ただし書の「突入防止装置を備えた自動車と同程度以上に他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを防止することができる構造を有するものとして告示に定める自動車」については、次に掲げる要件に適合する構造を有する自動車とする。

一 車両総重量が 7 t 以上の自動車にあつては、車体後面の構造部（車枠又は車体で構成されるものであつて、他の自動車が追突した場合に追突した自動車の車体前部が突入することを突入防止装置と同程度以上に防止することができる構造部をいう。以下同じ。）が、その構造部の平面部の車両中心面に平行な鉛直面による断面の高さが 100mm 以上あつて、その平面部の最外縁が後軸の車輪の最外側の内側 100mm までの間にあること。

二 車両総重量が 7 t 未満の自動車にあつては、車体後面の構造部が当該自動車の幅の 60 % 以上（最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距離が 1,500mm 以下のものは、当該自動車の車枠後端の幅以上。）であること。

三 車体後面の構造部の下縁の高さが、空車状態において地上 550mm 以下（車両総重量が 3.5 t を超え 7 t 未満の自動車（最後部の車軸中心から車体の後面までの水平距

離が1,500mm以下のものに限る。)にあつては、600mm以下。3.5 t以下の自動車にあつては700mm以下。)であること。

四 車体後面の構造部の平面部と空車状態において地上1,500mm以下にある当該自動車の他の部分の後端との水平距離が450mm以下（車両総重量が3.5 t以下の自動車にあつては、600mm以下。）であること。

3 突入防止装置の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第18条の2第4項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が3.5 tを超えるものに備える突入防止装置は、次に掲げる基準に適合すること。

イ 突入防止装置は、空車状態においてその下縁の高さが地上550mm以下となるように取り付けられていること。

ロ 突入防止装置は、その平面部が車両中心面に直交する鉛直面上で車両中心面に対して対称の位置に取り付けられていること。

ハ 突入防止装置は、その平面部の最外縁が後軸の車輪の最外側の内側100mmまでの間にあるよう取り付けられていること。

ニ 突入防止装置は、その平面部と空車状態において地上1,500mm以下にある当該自動車の他の部分の後端との水平距離が400mm以内であつて取り付けることができる自動車の後端に近い位置となるよう取り付けられていること。

ホ 突入防止装置は、振動、衝撃等によりゆるみ等を生じないように確実に取り付けられていること。

ヘ 車両後部に貨物を積卸しする昇降装置が取り付けられた自動車であつて、次に掲げる基準を満たす場合は、昇降装置の支柱により突入防止装置を分割することができる。

(1) 昇降装置の支柱が分割された突入防止装置を通過するために必要な当該支柱と突入防止装置との隙間は、25mm未満であること。

(2) 昇降装置の支柱の外側にある分割された突入防止装置の車両中心面に平行な鉛直面による断面の有効面積は、350cm²以上でなければならない。ただし、車幅が2,000mm未満の自動車にあつては、この限りでない。

二 貨物の運送の用に供する普通自動車（前号の自動車を除く。）に備える突入防止装置は、次に掲げる基準に適合すること。

イ 突入防止装置は、空車状態においてその下縁の高さが地上700mm以下となるように取り付けられていること。

ロ 突入防止装置は、その平面部が車両中心面に直交する鉛直面上で車両中心面に対して対称の位置に取り付けられていること。

ハ 突入防止装置は、その平面部と空車状態において地上1,500mm以下にある当該自動車の他の部分の後端との水平距離が600mm以下となるよう取り付けられていること。

ニ 突入防止装置は、振動、衝撃等によりゆるみ等を生じないように確実に取り付けられていること。

（前部潜り込み防止装置）

第 180 条の 2 前部潜り込み防止装置の強度、形状等に関し保安基準第 18 条の 2 第 5 項の告示で定める基準は、その性能を損なうおそれのある損傷のないものであり、かつ、取付けが確実になされたものであるほか、次のいずれかに掲げる基準を満たすものとする。

- 一 車両総重量が 7.5 t を超える貨物の運送の用に供する自動車に備える前部潜り込み防止装置にあつては、他の自動車が衝突した場合にその自動車の車体前部が著しく潜り込むことを有効に防止することができる構造であるものとする。この場合において、次に掲げる要件を満たすものはこの基準に適合するものとする。
 - イ 平面部の高さは、車両中心線に平行な鉛直面において 100mm 以上（車両総重量が 12 t を超える自動車にあつては 120mm 以上）であること。
 - ロ 端部が前方に曲がっておらず、かつ、鋭い突起を有するものその他歩行者等に接触した場合に当該歩行者等に傷害を与えるおそれのあるものでないこと。
 - 二 車両総重量が 3.5 t を超え 7.5 t 以下の貨物の運送の用に供する自動車に備える前部潜り込み防止装置にあつては、堅ろうであり、かつ、板状その他の自動車が衝突した場合に当該衝突した自動車の車体前部が潜り込むことを有効に防止することができる形状のものとする。
- 2 次に掲げる前部潜り込み防止装置は、前項各号の基準に適合するものとする。
- イ 指定自動車等に備える前部潜り込み防止装置と同一の構造を有し、かつ、それと同一の位置又はそれより前方に備えられた前部潜り込み防止装置
 - ロ 法第 75 条の 2 第 1 項の規定に基づく装置の指定を受けた前部潜り込み防止装置
 - ハ 別添 107「前部潜り込み防止装置の技術基準」に準ずる性能を有する前部潜り込み防止装置
- 3 保安基準第 18 条の 2 第 5 項の前部潜り込み防止装置を備えることができないものとして告示で定める自動車は、全輪駆動車、前部潜り込み防止装置を備えることにより本来の性能を損なうこととなる特殊な装備を有する自動車及び特殊な装備を装着するために前部潜り込み防止装置を装着することが困難な自動車をいう。
- 4 保安基準第 18 条の 2 第 5 項ただし書の告示で定める自動車は、次のいずれかに掲げる要件に適合する構造を有するものとする。
- 一 車両総重量が 7.5 t を超える貨物の運送の用に供する自動車にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。
 - イ 車体前面の構造部の平面部の高さは、車両中心線に平行な鉛直面において 100mm 以上（車両総重量が 12 t を超える自動車にあつては 120mm 以上）であつて、当該構造部の最外縁は最前軸のタイヤの最外側から車両中心線に直交する鉛直面において車両の内側に 100mm 以内又は運転台への乗降口のステップの最外側から車両中心線に直交する鉛直面において車両の内側に 200mm 以内にあること。
 - ロ 車体前面の構造部の平面部の下縁の高さは、空車状態において地上 400mm 以下（コンクリート・ミキサー車及びダンプ車にあつては、地上 450mm 以下）にあること。
 - ハ 車体前面の構造部の平面部と空車状態における地上 1.8 m 以下にある当該自動車

- の前端をそれぞれ車両中心線に平行な鉛直面に投影したときの水平方向の距離は、400mm 以下であること。
- 二 車両総重量が 3.5 t を超え 7.5 t 以下の貨物の運送の用に供する自動車にあっては、車体前面の構造部の平面部の下縁の高さが、空車状態において地上 400mm 以下であること。
- 5 前部潜り込み防止装置の取付位置、取付方法等に関し保安基準第 18 条の 2 第 6 項の告示で定める基準は、次のいずれかに掲げる基準とする。
- 一 車両総重量が 7.5 t を超える貨物の運送の用に供する自動車に備える前部潜り込み防止装置にあっては、次に掲げる基準に適合すること。
- イ 平面部の下縁の高さは、空車状態において地上 400mm 以下（コンクリート・ミキサー車及びダンプ車にあっては、地上 450mm 以下）であること。
- ロ 最外縁は、最前軸の車輪を覆う泥よけの最外側（泥よけを有しない自動車にあっては、最前軸の車輪の近傍にある自動車の最外側）より車両中心線に直交する鉛直面において車両の内側にあり、かつ、最前軸のタイヤの最外側から車両中心線に直交する鉛直面において車両の内側に 100mm 以内又は運転台への乗降口のステップの最外側から車両中心線に直交する鉛直面において車両の内側に 200mm 以内であること。
- ハ 平面部と空車状態における地上 1.8 m 以下にある当該自動車の前端をそれぞれ車両中心線に平行な鉛直面に投影したときの水平方向の距離は 400mm 以内であり、かつ、平面部が自動車の前端に近い位置にあること。
- 二 衝撃等によりゆりみ等を生じないように確実に取り付けること。
- 二 車両総重量が 3.5 t を超え 7.5 t 以下の貨物の運送の用に供する自動車に備える前部潜り込み防止装置にあっては、次に掲げる基準に適合すること。
- イ 平面部は、空車状態においてその下縁の高さが地上 400mm 以下であること。
- ロ 衝撃等によりゆりみ等を生じないように確実に取り付けること。
- 6 前項第 1 号の基準を満たす前部潜り込み防止装置は、当該自動車に取り付けた状態のまま、その位置を変えることができる。この場合において、当該前部潜り込み防止装置は取り付けられた位置から意図せず移動しないように確実に取り付けられる構造を有し、かつ、その位置を移動させるための操作は容易に行うことができるものでなければならない。

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示【2007.01.30】〈第三節〉第 180 条の 2（巻込防止装置等（潜込））